



平成 24 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ホリプロ
代表者名 代表取締役社長 堀義貴
(コード番号 9667 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 安永 和男
(TEL. 03-3490-4601)

親会社の異動に関するお知らせ

平成 24 年 2 月 13 日付で、当社の親会社に異動が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動に至った経緯

有限会社青春社（以下、「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 12 月 16 日に当社普通株式を金融商品取引法による公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）によって取得することを決定した旨を公表いたしました。

本公開買付けは、同年 12 月 19 日から平成 24 年 2 月 6 日まで実施され、本日、当社は公開買付者より、本公開買付けにおいて当社普通株式 6,267,055 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、平成 24 年 2 月 13 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、公開買付者の当社の総株主等の議決権に対する所有割合が 50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「有限会社青春社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 異動する株主の概要

新たに親会社に該当することとなる株主の概要

① 名 称	有限会社青春社
② 本 店 所 在 地	東京都品川区上大崎二丁目 4 番 23 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 堀 威夫
④ 事 業 内 容	当社普通株式を取得及び保有すること等
⑤ 資 本 金	10,000,000 円
⑥ 設 立 年 月 日	平成元年 3 月 23 日
⑦ 事 業 年 度 の 末 日	11 月 30 日
⑧ 純 資 産	5,341,070,745 円（平成 23 年 11 月 30 日現在）
⑨ 総 資 産	9,264,300,464 円（平成 23 年 11 月 30 日現在）

⑩ 大株主及び持株比率 (平成23年12月16日現在)	堀 威夫	81.51%
	堀 百合子	18.19%
	堀 一貴	0.15%
	堀 義貴	0.15%
⑪ 上場会社と当該株主の 関係	資 本 関 係	公開買付者は、当社普通株式 6,425,148 株（当社の平成23年11月14日提出の第61期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の当社の発行済株式総数（14,182,800株）に対する所有株式の割合45.30%（小数点以下第三位を四捨五入）を直接保有している主要株主であり、筆頭株主です。
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である堀義貴氏が公開買付者の取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への 該当状況	公開買付者は当社の主要株主である筆頭株主であり、当社の関連当事者に該当します。

3. 異動前後における当該株主等の所有する議決権の数及び所有割合等

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	64,251 個 (45.32%)	—	64,251 個 (45.32%)	第1位
異動後	主要株主である筆頭株主及び親会社	126,922 個 (89.53%)	—	126,922 個 (89.53%)	第1位

（注1）異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が平成23年11月14日に提出した第61期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数（14,182,800株）から、当社が平成24年1月27日に公表した平成24年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成23年12月31日現在の対象者の自己株式数（5,972株）を控除した株式数（14,176,828株）に係る議決権の数141,768個を分母として計算しております。

（注2）「議決権所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

5. 今後の見通し

当社の平成 23 年 12 月 16 日付プレスリリース「MB0 の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び平成 24 年 1 月 25 日付プレスリリース「臨時株主総会及び普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会招集のための基準日設定についてのお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が当社普通株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式並びに堀威夫氏、堀義貴氏及び堀百合子氏が所有する当社普通株式を除きます。）を取得できなかったため、以下の方法により、公開買付者のみ、公開買付者及び堀威夫氏のみ、又は公開買付者、堀威夫氏及び堀義貴氏のみが当社の発行済株式の全てを取得するための手続きを実施することを予定しております。

具体的には、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、③当該普通株式の全て（当社の自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること、及び④当社定款第 14 条（定時株主総会の基準日）の規定を削除することに係る付議議案を含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を予定しております。

また、上記①が本臨時株主総会において承認され、上記①に係る定款変更の効力が発生すると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記②に係る本臨時株主総会の承認に係る決議に加えて、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を予定しております。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成 24 年 3 月下旬、上記③の効力発生につきましては、平成 24 年 5 月上旬をそれぞれ目処としておりますが、本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。なお、当社の平成 24 年 1 月 25 日付プレスリリース「臨時株主総会及び普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会招集のための基準日設定についてのお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 24 年 2 月 14 日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することのできる株主とすることを決議し、平成 24 年 1 月 30 日付で公告を行っております。

上記の各手続が実行された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項が付されたうえで、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該普通株式の取得の対価として当社の別個の種類別の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類別の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類別の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類別の株式の売却等の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有し

ていた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は本日現在未定ですが、かかる株式の数については、公開買付者のみ、公開買付者及び堀威夫氏のみ、又は公開買付者、堀威夫氏及び堀義貴氏のみが当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者、堀威夫氏又は堀義貴氏以外の、当社の株主で本公開買付けに応募しなかった株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a) 上記②の当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社の株主の当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者のみ、公開買付者及び堀威夫氏のみ、又は公開買付者、堀威夫氏及び堀義貴氏のみが当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該当社の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（普通株式1株あたり1,050円。）に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、上記のとおり、公開買付者のみ、公開買付者及び堀威夫氏のみ、又は公開買付者、堀威夫氏及び堀義貴氏のみが当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することを企図しておりますので、その場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

以 上